

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第1号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町福浦及び竹崎鼻以東の森山地先	次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線(ただし、ウ、エ間はエから鳥取県境港市、境港防波堤北側の線に沿ってウに至る。)並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 松江市美保関町森山竹崎鼻南端に設置した標柱 基点第2号 松江市美保関町森山、福浦界に設置した標柱 基点第3号 境港防波堤灯台の突端から0度の方向と最大高潮時海岸線との交点 ア 基点第1号から211度20分80メートルの点 イ 基点第2号から166度30分170メートルの点 ウ 基点第2号から166度30分方向と境港防波堤北側の線の延長線との交点 エ 境港防波堤灯台	第一種共同漁業	わかめ漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 なまこ漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市美保関町福浦	
共第2号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町美保関及び雲津地先	次の基点第4号から206度の方向及び基点第5号から7度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しよを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第4号 松江市美保関町海崎鼻突端に設置した標柱 基点第5号 松江市美保関町雲津、諸喰界に設置した標柱	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市美保関町美保関及び雲津	
共第3号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町沖の御前島地先	沖の御前島周囲最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市美保関町美保関及び雲津	
共第4号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町諸喰、七類、片江及び菅浦地先	次の基点第5号から7度の方向及び基点第6号から5度30分方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しよを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第5号 松江市美保関町雲津、諸喰界に設置した標柱 基点第6号 松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市美保関町諸喰、七類、片江及び菅浦	
共第5号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町北浦、千酌及び笠浦地先	次の基点第6号から5度30分方向及び基点第7号から48度方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しよを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第6号 松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱 基点第7号 松江市美保関町、島根町界付近に設置した標柱	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市美保関町北浦、千酌及び笠浦	
共第6号	漁業協同組合JFしまね	松江市島根町野井地先	次の基点第7号から48度の方向、基点第8号と基点第9号を結ぶ線及び基点第10号から24度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しよを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第7号 松江市美保関町、島根町界付近に設置した標柱 基点第8号 松江市島根町野井、野波界に設置した標柱 基点第9号 松江市島根町野井、野波界築島南西端に設置した標柱 基点第10号 松江市島根町野井、野波界築島北端に設置した標柱	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市島根町野井	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第7号	漁業協同組合JFLまね	松江市島根町野波及び多古地先	次の基点第8号と基点第9号を結ぶ線、基点第10号から24度の方向、基点第11号と基点第12号を結ぶ線及び基点第12号から321度の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第8号 松江市島根町野井、野波界に設置した標柱 基点第9号 松江市島根町野井、野波界築島南西端に設置した標柱 基点第10号 松江市島根町野井、野波界築島北端に設置した標柱 基点第11号 松江市島根町野波、加賀界に設置した標柱 基点第12号 松江市島根町野波、加賀界築島北西端に設置した標柱		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市島根町野波及び多古	
共第8号	漁業協同組合JFLまね	松江市島根町加賀地先	次の基点第11号と基点第12号を結ぶ線、基点第12号から321度の方向及び基点第13号から310度30分の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第11号 松江市島根町野波、加賀界に設置した標柱 基点第12号 松江市島根町野波、加賀界築島北西端に設置した標柱 基点第13号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年9月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市島根町加賀	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第9号	漁業協同組合JFしまね	松江市島根町大芦地先。 ただし、松江市島根町大芦猿渡後島以西の地先を除く。	次の基点第13号から310度30分の方角及び基点第19号から324度の方角との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第14号、基点第15号、基点第16号、基点第17号、ア、イ、ウ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第13号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱 基点第14号 松江市島根町大芦猿渡後島北西端に設置した標柱 基点第15号 松江市島根町大芦猿渡島西端に設置した標柱 基点第16号 松江市島根町大芦沖島南端に設置した標柱 基点第17号 松江市島根町大芦沖島北東端に設置した標柱 基点第18号 松江市島根町大芦沖島北西端に設置した標柱 基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱 ア 基点第17号から325度の方角と基点第18号から52度の方角との交点 イ 基点第18号から324度20メートルの点 ウ 基点第19号から324度320メートルの点	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市島根町大芦	
共第10号	漁業協同組合JFしまね	松江市島根町大芦猿渡後島以西の大芦地先	次の基点第14号、基点第15号、基点第16号、基点第17号、ア、イ、ウ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第14号 松江市島根町大芦猿渡後島北西端に設置した標柱 基点第15号 松江市島根町大芦猿渡島西端に設置した標柱 基点第16号 松江市島根町大芦沖島南端に設置した標柱 基点第17号 松江市島根町大芦沖島北東端に設置した標柱 基点第18号 松江市島根町大芦沖島北西端に設置した標柱 基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱 ア 基点第17号から325度の方角と基点第18号から52度の方角との交点 イ 基点第18号から324度20メートルの点 ウ 基点第19号から324度320メートルの点	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市島根町大芦及び鹿島町御津	
共第11号	漁業協同組合JFしまね	松江市鹿島町御津地先	次の基点第19号から324度の方角及び基点第20号から349度の方角との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第21号、ア及び基点第22号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱 基点第20号 松江市鹿島町御津、片匂界に設置した標柱 基点第21号 松江市鹿島町御津大松鼻西端に設置した標柱 基点第22号 松江市鹿島町御津高鼻東側岬の北端に設置した標柱 ア 基点第21号から354度の方角と基点第22号から84度の方角との交点	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市鹿島町御津	
共第12号	漁業協同組合JFしまね	松江市鹿島町片匂、手結、恵曇及び古浦地先	次の基点第20号から349度の方角及び基点第25号から357度の方角との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域（基点第24号とアを結ぶ線以南の佐陀川を除く。）、ただし、基点第20号、イ及びウの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第20号 松江市鹿島町御津、片匂界に設置した標柱 基点第23号 松江市鹿島町片匂2963番地腹岸から東に延びた防波堤北側基部 基点第24号 松江市鹿島町恵曇地内湊橋左岸下流側つけ根に設置した標柱 基点第25号 松江市鹿島町、秋鹿町界通称カル島北端に設置した標柱 ア 湊橋下流端の線が対岸と交わる点 イ 基点第20号から349度の方角とウから86度の方角との交点 ウ 基点第23号から180度74メートルの点	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市鹿島町片匂、手結、恵曇及び古浦	
共第13号	漁業協同組合JFしまね	松江市秋鹿町及び魚瀬町地先	次の基点第25号から357度の方角及び基点第26号から辻石見通しの方角との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第25号 松江市鹿島町、秋鹿町界通称カル島北端に設置した標柱 基点第26号 出雲市地合町地先瀬辻石頂上と沖辻石頂上とを結んだ線の延長線と最大高潮時海岸線との交点（通称尾崎鼻）に設置した標柱	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市秋鹿町及び魚瀬町	
共第14号	漁業協同組合JFしまね	出雲市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町地先	次の基点第26号から辻石見通しの方角及び基点第27号から339度の方角との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第26号 出雲市地合町地先瀬辻石頂上と沖辻石頂上とを結んだ線の延長線と最大高潮時海岸線との交点（通称尾崎鼻）に設置した標柱 基点第27号 出雲市三津町、美保町界（通称大戻し）に設置した標柱	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	出雲市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第15号	漁業協同組合JFしまね	出雲市美保町、塩津町、釜浦町、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町地先	次の基点第27号から339度の方向及び基点第28号から354度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第27号 出雲市三津町、美保町界(通称犬展し)に設置した標柱 基点第28号 出雲市猪目町、大社町界笠松山西岩角に設置した標柱		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	出雲市美保町、塩津町、釜浦町、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町	
共第16号	漁業協同組合JFしまね	出雲市大社町、西園町及び外園町地先	次の基点第28号から354度の方向及び基点第29号から279度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第28号 出雲市猪目町、大社町界笠松山西岩角に設置した標柱 基点第29号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 おきあさり漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	出雲市大社町、西園町及び外園町	
共第17号	漁業協同組合JFしまね	出雲市湖陵町地先	次の基点第29号から279度の方向及び基点第30号から300度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第29号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱 基点第30号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱		第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 たこ漁業 おきあさり漁業	2月1日から6月30日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	出雲市湖陵町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第18号	漁業協同組合JFLまね	出雲市多伎町地先	次の基点第30号から300度の方向及び基点第31号から329度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第30号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱 基点第31号 出雲市、大田市市界源蔵塚に設置した標柱		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 いわかき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 おきあさり漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	出雲市多伎町	
共第19号	漁業協同組合JFLまね	大田市朝山町地先	漁場の区域 次の基点第41号から329度の方向及びアから344度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第41号 大田市、出雲市界源蔵塚に設置した標柱 基点第42号 大田市朝山町、波根町界三ツ石頂上に設置した標柱 ア 基点第42号から164度の方向と最大高潮時海岸線との交点		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市朝山町	
共第20号	漁業協同組合JFLまね	大田市波根町地先	次のアから344度の方向及び基点第43号から324度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第42号 大田市朝山町、波根町界三ツ石頂上に設置した標柱 基点第43号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱 ア 基点第42号から164度の方向と最大高潮時海岸線との交点		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市波根町	
共第21号	漁業協同組合JFLまね	大田市久手町波根西(旧柳瀬)地先	次の基点第43号から324度の方向及び基点第44号から309度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第43号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱 基点第44号 大田市久手町波根西、掛戸橋中央		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市久手町波根西(旧柳瀬)	
共第22号	漁業協同組合JFLまね	大田市久手町波根西(旧柳瀬地先を除く。)、刺鹿及び鳥井町鳥越地先	次の基点第44号から309度の方向及び基点第45号から321度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第44号 大田市久手町波根西、掛戸橋中央 基点第45号 大田市鳥井町鳥越、鳥井町鳥井追界(迫川尻)に設置した標柱		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市久手町波根西(旧柳瀬を除く。)、刺鹿及び鳥井町鳥越	
共第23号	漁業協同組合JFLまね	大田市鳥井町地先(同町鳥越地先を除く。)	次の基点第45号から321度の方向及びアから314度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第45号 大田市鳥井町鳥越、鳥井町鳥井追界(迫川尻)に設置した標柱 基点第46号 大田市鳥井町、静間町界(善久庵山の鼻)に設置した標柱 ア 基点第46号から134度の方向と最大高潮時海岸線との交点		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市鳥井町(同町鳥越を除く。)	
共第24号	漁業協同組合JFLまね	大田市静間町地先	次のアから314度の方向及び基点第47号から319度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第46号 大田市鳥井町、静間町界(善久庵山の鼻)に設置した標柱 基点第47号 大田市静間町、五十猛町界(鼻線岩)に設置した標柱 ア 基点第46号から134度の方向と最大高潮時海岸線との交点		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市静間町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第25号	漁業協同組合JFしまね	大田市五十猛町地先	次の基点第47号から319度の方向及びアから288度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第47号 大田市静間町、五十猛町界(鼻線岩)に設置した標柱 基点第48号 大田市五十猛町、仁摩町宅野通称猛鬼沖合三角岩頂上に設置した標柱 ア 基点第48号から108度の方向と最大高潮時海岸線との交点		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市五十猛町	
共第26号	漁業協同組合JFしまね	大田市仁摩町地先	次のアから288度の方向及び基点第49号から309度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第48号 大田市五十猛町、仁摩町宅野通称猛鬼沖合三角岩頂上に設置した標柱 基点第49号 大田市仁摩町、温泉津町界十字標(通称古竜明神原の鼻平場の突端)に設置した標柱 ア 基点第48号から108度の方向と最大高潮時海岸線との交点		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市仁摩町	
共第27号	漁業協同組合JFしまね	大田市温泉津町地先	次の基点第49号から309度の方向及び基点第50号から292度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第49号 大田市仁摩町、温泉津町界十字標(通称古竜明神原の鼻平場の突端)に設置した標柱 基点第50号 大田市、江津市界(通称田尻北の鼻)に設置した標柱		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市温泉津町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第28号	漁業協同組合JFしまね	江津市地先	次の基点第50号から292度の方向及び基点第51号から322度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第52号とアを結ぶ線から上流の江の川並びに基点第53号、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第50号 大田市、江津市界(通称田尻北の鼻)に設置した標柱 基点第51号 江津市波子町宇津川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱 基点第52号 江津市渡津町江の川右岸恵比須島西端に設置した標柱 基点第53号 江津市渡津町通称来留矢北端に設置した標柱 ア 基点第52号から231度の方向と対岸との交点 イ 基点第53号から325度30分274メートルの点 ウ イから317度30分10メートルの点 エ ウから228度30分250メートルの点 オ エから180度30分の方向と陸岸との交点	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 おきあさり漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江津市	
共第29号	漁業協同組合JFしまね	浜田市久代町、国分町及び下府町地先	次の基点第51号から322度の方向及び基点第56号から311度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第51号 江津市波子町宇津川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱 基点第56号 浜田市下府町、生湯町界(鰐山頂上)に設置した標柱	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 おきあさり漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜田市久代町、国分町及び下府町	
共第30号	漁業協同組合JFしまね	浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、元浜町、瀬戸見町及び原井町地先	次の基点第56号から311度の方向及び基点第57号から309度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第57号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコを順次に結んだ線、点甲、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ及びテを順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第56号 浜田市下府町、生湯町界(鰐山頂上)に設置した標柱 基点第57号 浜田市原井町、熱田町界(道路暗渠吐出口中央)に設置した標柱 点甲 浜田市瀬戸ヶ島町、浜田漁港瀬戸ヶ島西防波堤基部標柱 ア 基点第57号から309度252メートルの点 イ アから338度580メートルの点 ウ イから39度30分458メートルの点 エ ウから276度100メートルの点 オ エから34度13メートルの点 カ オから333度230メートルの点 キ カから317度170メートルの点 ク キから342度30分18メートルの点 ケ ケから71度30分60メートルの点 コ ケから53度30分の方向と陸岸との交点 サ 点甲から102度40.6メートルの点 シ サから126度30分60.4メートルの点 ス スから36度30分9メートルの点 セ スから154度280メートルの点 ソ セから233度30分9.2メートルの点 タ ソから143度30分320メートルの点 チ タから187度70メートルの点 ツ チから176度30分70メートルの点 テ ツから150度30分の方向と陸岸との交点	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 ひじき漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、元浜町、瀬戸見町、原井町、高田町、真光町、清水町、原町及び京町	
共第31号	漁業協同組合JFしまね	浜田市熱田町、長浜町、日脚町及び治和町(テギレ島東端以東)地先	次の基点第57号から309度の方向及びアから321度30分の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第59号とイを結ぶ線から上流の周布川並びにウから19度30分の方向及び基点第57号から309度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点第57号 浜田市原井町、熱田町界(道路暗渠吐出口中央)に設置した標柱 基点第58号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱 基点第59号 浜田市治和町周布川河口左岸大岩頂上に設置した標柱 基点第60号 浜市長浜町橋島中央に設置した標柱 ア 基点第58号から141度30分の方向と最大高潮時海岸線との交点 イ 基点第59号から163度30分の方向と対岸との交点 ウ 基点第60号から199度30分の方向と最大高潮時海岸線との交点	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜田市熱田町、長浜町及び日脚町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第32号	漁業協同組合JFしまね	浜田市津摩町、治和町(テギレ島東端以西)、西村町及び折居町地先	次のアから321度30分方向及び基点第61号から314度方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第58号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱 基点第61号 浜田市折居町、三隅町界に設置した標柱 ア 基点第58号から141度30分方向と最大高潮時海岸線との交点		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 ひじき漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜田市津摩町、治和町、西村町及び折居町	
共第33号	漁業協同組合JFしまね	浜田市三隅町折居地先	次の基点第61号から314度方向及び基点第62号から314度方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第61号 浜田市折居町、三隅町界に設置した標柱 基点第62号 浜田市三隅町大崎鼻頂上に設置した標柱		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 ひじき漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年9月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜田市三隅町折居、津摩町、治和町、西村町及び折居町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第34号	漁業協同組合JFしまね	浜田市三隅町西河内、湊浦、古市場及び岡見地先	次の基点第62号から314度の方向及び基点第63号から329度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、浜田市三隅町湊浦地内山陰本線三隅川鉄橋下流端の線から上流の三隅川を除く。 基点第62号 浜田市三隅町大崎鼻頂上に設置した標柱 基点第63号 浜田市、益田市界に設置した標柱		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 ひじき漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜田市三隅町西河内、湊浦、古市場及び岡見	
共第35号	漁業協同組合JFしまね	浜田市三隅町西河内鹿島地先	鹿島周囲最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線によって囲まれた区域		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 ひじき漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年9月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜田市三隅町西河内、湊浦、古市場及び岡見	
共第36号	漁業協同組合JFしまね	益田市地先	次の基点第63号から329度の方向及び基点第64号から0度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第65号とアを結ぶ線から上流の高津川を除く。 基点第63号 浜田市、益田市界に設置した標柱 基点第64号 島根県、山口県界(伊崎)に設置した標柱 基点第65号 益田市中島町高津川河口右岸導流堤基部に設置した標柱 ア 基点第65号から237度の方向と対岸との交点		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 はまぐり漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	益田市	
共第37号	漁業協同組合JFしまね	益田市土田町高島地先	高島周囲最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線によって囲まれた区域		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	益田市	
共第38号	漁業協同組合JFしまね	益田市土田町伊勢島地先	伊勢島周囲最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線によって囲まれた区域		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	益田市	
共第39号	漁業協同組合JFしまね	益田市飯浦町三生島地先	三生島周囲最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線によって囲まれた区域		第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から翌年3月31日まで 4月1日から9月30日まで 4月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	益田市	
共第101号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町福浦及び竹崎鼻以东の森山地先	次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線(ただし、ウ、エ間はエから鳥取県境港市、境港防波堤北側の線に沿ってウに至る。)並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 松江市美保関町森山竹崎鼻南端に設置した標柱 基点第2号 松江市美保関町森山、福浦界に設置した標柱 基点第3号 境港防波堤灯台の突端から0度の方向と最大高潮時海岸線との交点 ア 基点第1号から211度20分80メートルの点 イ 基点第2号から166度30分170メートルの点 ウ 基点第2号から166度30分の方向と境港防波堤北側の線の延長線との交点 エ 境港防波堤灯台		第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市美保関町福浦	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網文100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第102号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町美保関及び雲津地先	次の基点第4号から206度の方向及び松江市美保関町美保関、美保関灯台基部中央から44度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸2,000メートルの線とによって囲まれた区域並びに基点第5号から7度の方向及び美保関灯台基部中央から44度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第4号 松江市美保関町海崎鼻突端に設置した標柱 基点第5号 松江市美保関町雲津、諸喰界に設置した標柱		第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業 いかかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 3月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市美保関町美保関及び雲津	ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目7センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ700メートル以内にしなければならない。 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網文100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第103号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町沖の御前島地先	沖の御前島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線によって囲まれた区域		第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業 いかかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 3月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市美保関町美保関及び雲津	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網文100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第104号	漁業協同組合JFLまね	松江市美保関町諺喰、七類、片江及び菅浦地先	次の基点第5号から7度の方向及び基点第6号から5度30分方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)	から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第5号 松江市美保関町雲津、諺喰界に設置した標柱 基点第6号 松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市美保関町諺喰、七類、片江及び菅浦	ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目7センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ700メートル以内にしなければならない。 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第105号	漁業協同組合JFLまね	松江市美保関町北浦、千酌及び笠浦地先	次の基点第6号から5度30分方向及び基点第7号から48度方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)	から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第6号 松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱 基点第7号 松江市美保関町、島根町界付近に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市美保関町北浦、千酌及び笠浦	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第106号	漁業協同組合JFLまね	松江市島根町野井、野波及び多古地先	次の基点第7号から48度方向、基点第11号と基点第12号を結ぶ線及び基点第12号から321度方向との三直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)	から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第7号 松江市美保関町、島根町界付近に設置した標柱 基点第11号 松江市島根町野波、加賀界に設置した標柱 基点第12号 松江市島根町野波、加賀界線島北西端に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業 ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市島根町野井、野波及び多古	ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目7センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ700メートル以内にしなければならない。 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第107号	漁業協同組合JFLまね	松江市島根町加賀地先	次の基点第11号と基点第12号を結ぶ線、基点第12号から321度方向及び基点第13号から310度30分方向との三直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)	から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第11号 松江市島根町野波、加賀界に設置した標柱 基点第12号 松江市島根町野波、加賀界線島北西端に設置した標柱 基点第13号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱	第二種共同漁業	ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市島根町加賀	ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目7センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ700メートル以内にしなければならない。 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上になければならない。
共第108号	漁業協同組合JFLまね	松江市島根町大芦地先	次の基点第13号から310度30分方向及び基点第19号から324度方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)	から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第13号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱 基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市島根町大芦	ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目7センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ700メートル以内にしなければならない。 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上になければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第109号	漁業協同組合JFLまね	松江市鹿島町御津地先	次の基点第19号から324度の方向及び基点第20号から349度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第21号、ア及び基点第22号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱 基点第20号 松江市鹿島町御津、片句界に設置した標柱 基点第21号 松江市鹿島町御津大松鼻西端に設置した標柱 基点第22号 松江市鹿島町御津高鼻東側岬の北端に設置した標柱 ア 基点第21号から354度の方向と基点第22号から84度の方向との交点		第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業 ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市鹿島町御津	ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目7センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ700メートル以内になければならない。 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第110号	漁業協同組合JFLまね	松江市鹿島町片句、手結、恵曇及び古浦地先	次の基点第20号から349度の方向及び基点第25号から357度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域(基点第24号とアを結ぶ線以南の佐陀川を除く。)ただし、基点第20号、イ及びウの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第20号 松江市鹿島町御津、片句界に設置した標柱 基点第23号 松江市鹿島町片句2963番地護岸から東に延びた防波堤北側基部 基点第24号 松江市鹿島町恵曇地内湊橋左岸下流側つけ根に設置した標柱 基点第25号 松江市鹿島町、秋鹿町界通称カル島北端に設置した標柱 ア 湊橋下流端の線が対岸と交わる点 イ 基点第20号から349度の方向とウから86度の方向との交点 ウ 基点第23号から180度74メートルの点		第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業 ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市鹿島町片句、手結、恵曇及び古浦	ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目7センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ700メートル以内になければならない。 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第111号	漁業協同組合JFLまね	松江市秋鹿町及び魚瀬町地先	次の基点第25号から357度の方向及び基点第26号から辻石見通しの方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線によって囲まれた区域 基点第25号 松江市鹿島町、秋鹿町界通称カル島北端に設置した標柱 基点第26号 出雲市地合町地先瀬辻石頂上と沖辻石頂上とを結んだ線の延長線と最大高潮時海岸線との交点(通称尾崎鼻)に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業 ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	松江市秋鹿町及び魚瀬町	ぶり、はまち固定式さし網(かさ網)漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目7センチメートル以上及び漁具の仕立上がり長さ700メートル以内にななければならない。 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第112号	漁業協同組合JFLまね	出雲市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町地先	次の基点第26号から辻石見通しの方向及び基点第27号から339度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線によって囲まれた区域 基点第26号 出雲市地合町地先瀬辻石頂上と沖辻石頂上とを結んだ線の延長線と最大高潮時海岸線との交点(通称尾崎鼻)に設置した標柱 基点第27号 出雲市三津町、美保町界(通称大戻し)に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	出雲市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第113号	漁業協同組合JFLまね	出雲市美保町、塩津町、釜浦町、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町地先	次の基点第27号から339度の方向及び基点第28号から354度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線によって囲まれた区域 基点第27号 出雲市三津町、美保町界(通称大戻し)に設置した標柱 基点第28号 出雲市猪目町、大社町界笠松山西岩角に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業 ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	出雲市美保町、塩津町、釜浦町、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第114号	漁業協同組合JFLまね	出雲市大社町、西園町及び外園町地先	次の基点第28号から354度の方向及び基点第32号から262度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線によって囲まれた区域並びに基点第32号、ア、イ、ウ、エ及び基点第29号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)によって囲まれた区域 基点第28号 出雲市猪目町、大社町界笠松山西岩角に設置した標柱 基点第29号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱 基点第32号 出雲市大社町日御崎追石鼻南西端に設置した標柱 基点第33号 出雲市大社町日御崎御立島に設置した標柱 基点第34号 出雲市大社町杵築北、大社漁港沖防波堤突端 ア 基点第32号から262度700メートルの点 イ 基点第33号から203度2,000メートルの点 ウ 基点第34号から211度2,900メートルの点 エ 基点第29号から279度3,000メートルの点	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 いかにごづけ漁業 ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	出雲市大社町、西園町及び外園町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第115号	漁業協同組合JFLまね	出雲市湖陵町地先	次の基点第29号、エ、オ及び基点第30号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)によって囲まれた区域 基点第29号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱 基点第30号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱 エ 基点第29号から279度3,000メートルの点 オ 基点第30号から300度3,000メートルの点	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業 いかにごづけ漁業 ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 2月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	出雲市湖陵町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第116号	漁業協同組合JFLまね	出雲市多伎町地先	次の基点第30号、オ、カ、キ及び基点第31号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)によって囲まれた区域 基点第30号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱 基点第31号 出雲市、大田市界源蔵塚に設置した標柱 基点第35号 出雲市多伎町口田權笠取鼻北端に設置した標柱 オ 基点第30号から300度3,000メートルの点 カ 基点第35号から338度30分2,500メートルの点 キ 基点第31号から329度1,000メートルの点	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業 いかにごづけ漁業 ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 2月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	出雲市多伎町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第117号	漁業協同組合JFLまね	大田市朝山町地先	次の基点第41号から329度の方向及びアから344度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線によって囲まれた区域 基点第41号 大田市、出雲市界源蔵塚に設置した標柱 基点第42号 大田市朝山町、波根町界三ツ石頂上に設置した標柱 ア 基点第42号から164度の方向と最大高潮時海岸線との交点	第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業 ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市朝山町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第118号	漁業協同組合JFLまね	大田市波根町地先	次のアから344度の方向及び基点第43号から324度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第42号 大田市朝山町、波根町界三ツ石頂上に設置した標柱 基点第43号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱 ア 基点第42号から164度の方向と最大高潮時海岸線との交点	第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業 ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市波根町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第119号	漁業協同組合JFLまね	大田市久手町波根西(旧柳瀬)地先	次の基点第43号から324度の方向、基点第44号とアを結ぶ線及びアから324度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第43号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱 基点第44号 大田市久手町波根西、掛戸橋中央 ア 基点第44号から309度の方向と最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線との交点	第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業 ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市久手町波根西(旧柳瀬)	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第120号	漁業協同組合JFLまね	大田市久手町波根西(旧柳瀬地先を除く。)、刺鹿及び鳥井町鳥越地先	次の基点第44号とアを結ぶ線、アから324度の方向、基点第45号とイを結ぶ線及びイから304度の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第44号 大田市久手町波根西、掛戸橋中央 基点第45号 大田市鳥井町鳥越、鳥井町鳥井追界(迫川尻)に設置した標柱 ア 基点第44号から309度の方向と最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線との交点 イ 基点第45号から321度の方向と最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線との交点	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業 ばいかごづけ漁業	3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市久手町波根西(旧柳瀬を除く。)、刺鹿及び鳥井町鳥越	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第121号	漁業協同組合JFLまね	大田市鳥井町地先(同町鳥越地先を除く。)	次の基点第45号とイを結ぶ線、イから304度の方向及びアから314度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第45号 大田市鳥井町鳥越、鳥井町鳥井追界(迫川尻)に設置した標柱 基点第46号 大田市鳥井町、静間町界(善久庵山の鼻)に設置した標柱 ア 基点第46号から134度の方向と最大高潮時海岸線との交点 イ 基点第45号から321度の方向と最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線との交点	第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業 ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市鳥井町(同町鳥越を除く。)	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第122号	漁業協同組合JFLまね	大田市静間町地先	次のアから314度の方向及び基点第47号から319度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第46号 大田市鳥井町、静間町界(善久庵山の鼻)に設置した標柱 基点第47号 大田市静間町、五十猛町界(鼻線岩)に設置した標柱 ア 基点第46号から134度の方向と最大高潮時海岸線との交点	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 いかごづけ漁業 ばいかごづけ漁業 雑魚かご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市静間町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第123号	漁業協同組合JFLまね	大田市五十猛町地先	次の基点第47号から319度の方向、アとイを結ぶ線及びイから304度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第47号 大田市静間町、五十猛町界(鼻線岩)に設置した標柱 基点第48号 大田市五十猛町、仁摩町宅野通称猛鬼沖合三角岩頂上に設置した標柱 ア 基点第48号から108度の方向と最大高潮時海岸線との交点 イ アから288度の方向と最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線との交点	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 いかごづけ漁業 ばいかごづけ漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市五十猛町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第124号	漁業協同組合JFLまね	大田市仁摩町地先	次のアとイを結ぶ線、イから304度の方向及び基点第49号から309度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第48号 大田市五十猛町、仁摩町宅野通称猛鬼沖合三角岩頂上に設置した標柱 基点第49号 大田市仁摩町、温泉津町界十字標(通称古竜明神原の鼻平場の突端)に設置した標柱 ア 基点第48号から108度の方向と最大高潮時海岸線との交点 イ アから288度の方向と最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線との交点	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 いかごづけ漁業 ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市仁摩町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第125号	漁業協同組合JFLまね	大田市温泉津町地先	次の基点第49号から309度の方向及び基点第50号から292度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第49号 大田市仁摩町、温泉津町界十字標(通称古竜明神原の鼻平場の突端)に設置した標柱 基点第50号 大田市、江津市界(通称田尻北の鼻)に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 いかごづけ漁業 ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大田市温泉津町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第126号	漁業協同組合JFしまね	江津市地先	次の基点第50号、カ、キ、ク、ケ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)とによって囲まれた区域。ただし、基点第52号とアを結ぶ線から上流の江の川並びに基点第53号、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第50号 大田市、江津市界(通称田尻北の鼻)に設置した標柱 基点第51号 江津市波子町宇津川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱 基点第52号 江津市渡津町江の川右岸恵比須島西端に設置した標柱 基点第53号 江津市渡津町通称来留矢北端に設置した標柱 基点第54号 江津市渡津町、江津灯台 基点第55号 江津市波子町大崎鼻北端に設置した標柱 ア 基点第52号から231度の方向と対岸との交点 イ 基点第53号から325度30分274メートルの点 ウ イから317度30分10メートルの点 エ ウから228度30分250メートルの点 オ エから180度30分の方向と陸岸との交点 カ 基点第50号から292度2,500メートルの点 キ 基点第54号から315度1,000メートルの点 ク 基点第55号から322度1,000メートルの点 ケ 基点第51号から322度1,000メートルの点	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業 いかかごづけ漁業 ばいかごづけ漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江津市	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第127号	漁業協同組合JFしまね	浜田市久代町、国分町及び下府町地先	次の基点第51号から322度の方向及び基点第56号から311度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第51号 江津市波子町宇津川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱 基点第56号 浜田市中府町、生湯町界(鶴山頂上)に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 いかかごづけ漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜田市久代町、国分町及び下府町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第128号	漁業協同組合JFしまね	浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、元浜町、瀬戸見町及び原井町地先	次の基点第56号から311度の方向、基点第57号、ア及びイを順次に結んだ線並びにイから314度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第57号、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスを順次に結んだ線、点甲、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ及びニを順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第56号 浜田市中府町、生湯町界(鶴山頂上)に設置した標柱 基点第57号 浜田市原井町、熱田町界(道路暗渠吐出口中央)に設置した標柱 点甲 浜田市瀬戸ヶ島町、浜田漁港瀬戸ヶ島西防波堤基部標柱 ア 基点第57号から309度の方向と最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から500メートルの線との交点 イ アから284度の方向と浜田市長浜町大崎鼻北東端と浜田市瀬戸ヶ島町矢窪島北西端を結ぶ線との交点 ウ 基点第57号から309度252メートルの点 エ ウから338度722メートルの点 オ エから62度30分195メートルの点 カ オから333度68メートルの点 キ カから62度30分90メートルの点 ク キから34度60メートルの点 ケ クから333度230メートルの点 コ クから317度170メートルの点 サ コから342度30分18メートルの点 シ サから71度30分60メートルの点 ス シから53度30分の方向と陸岸との交点 セ 点甲から102度40.6メートルの点 ソ セから126度30分60.4メートルの点 タ ソから36度30分9メートルの点 チ タから154度280メートルの点 ツ チから233度30分9.2メートルの点 テ ツから143度30分320メートルの点 ト テから187度70メートルの点 ナ トから176度30分70メートルの点 ニ ナから150度20分の方向と陸岸との交点	第二種共同漁業	いかかごづけ漁業 ばいかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、元浜町、瀬戸見町、原井町、高田町、真光町、清水町、原町及び京町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第129号	漁業協同組合JFしまね	浜田市熱田町、長浜町、日脚町及び治和町(テギレ島東端以東)地先	次の基点第57号から309度の方向、エから284度の方向、力から314度の方向及びアから321度30分の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第59号とイを結ぶ線から上流の周布川及び基点第57号、エ、オ及びウを順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第57号 浜田市原井町、熱田町界(道路暗渠吐出口中央)に設置した標柱 基点第58号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱 基点第59号 浜田市治和町周布川河口左岸大岩頂上に設置した標柱 基点第60号 浜田市長浜町橋島中央に設置した標柱 ア 基点第58号から141度30分の方向と最大高潮時海岸線との交点 イ 基点第59号から163度30分の方向と対岸との交点 ウ 基点第60号から199度30分の方向と最大高潮時海岸線との交点 エ 基点第57号から309度の方向と最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線との交点 オ エから284度の方向とウから19度30分の方向との交点 カ エから284度の方向と浜田市長浜町大崎鼻北端と浜田市瀬戸ヶ島町矢館島北西端とを結ぶ線との交点	第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業 いかかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜田市熱田町、長浜町及び日脚町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網文100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第130号	漁業協同組合JFしまね	浜田市津摩町、治和町(テギレ島東端以西)、西村町及び折居町地先	次のアから321度30分の方向及び基点第61号から314度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第58号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱 基点第61号 浜田市折居町、三隅町界に設置した標柱 ア 基点第58号から141度30分の方向と最大高潮時海岸線との交点	第二種共同漁業	いかかごづけ漁業 ばいかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜田市津摩町、治和町、西村町及び折居町	なし
共第131号	漁業協同組合JFしまね	浜田市三隅町折居地先	次の基点第61号から314度の方向及び基点第62号から314度の二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域 基点第61号 浜田市折居町、三隅町界に設置した標柱 基点第62号 浜田市三隅町大崎鼻頂上に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 いかかごづけ漁業 ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜田市三隅町折居、津摩町、治和町、西村町及び折居町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網文100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第132号	漁業協同組合JFしまね	浜田市三隅町西河内、湊浦、古市場及び岡見地先	次の基点第62号から314度の方向及び基点第63号から329度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、浜田市三隅町湊浦地内山陰本線三隅川鉄橋下流端の線から上流の三隅川を除く。 基点第62号 浜田市三隅町大崎鼻頂上に設置した標柱 基点第63号 浜田市、益田市界に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 いかかごづけ漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜田市三隅町西河内、湊浦、古市場及び岡見	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網文100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第133号	漁業協同組合JFしまね	益田市地先	次の基点第63号から329度の方向並びに基点第66号から240度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域並びに基点第66号、イ、ウ、エ及び基点第64号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第65号とアを結ぶ線から上流の高津川を除く。 基点第63号 浜田市、益田市界に設置した標柱 基点第64号 島根県、山口県界(鉾崎)に設置した標柱 基点第65号 益田市中島町高津川河口右岸導流堤基部に設置した標柱 基点第66号 益田市西平原町魚待ノ鼻突端に設置した標柱 ア 基点第65号から237度の方向と対岸との交点 イ 基点第66号から240度1,000メートルの点 ウ 基点第66号と益田市飯浦町、飯浦港北防波堤灯台とを結んだ線と益田市遠田町鶴ノ鼻突端とエとを結んだ線との交点 エ 基点第64号から0度1,500メートルの点	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業 とびうお固定式さし網漁業 いかかごづけ漁業 ばいかごづけ漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 3月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	益田市	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網文100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第134号	漁業協同組合JFしまね	益田市土田町高島地先	高島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	益田市	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網文100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。
共第151号	漁業協同組合JFしまね	出雲市大社町、西園町及び外園町地先	次の基点第32号、ア、イ、ウ、エ及び基点第29号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)とによって囲まれた区域 基点第29号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱 基点第32号 出雲市大社町日御崎道石鼻南西端に設置した標柱 基点第33号 出雲市大社町日御崎御立島に設置した標柱 基点第34号 出雲市大社町杵築北、大社漁港沖防波堤突端 ア 基点第32号から262度700メートルの点 イ 基点第33号から203度2,000メートルの点 ウ 基点第34号から211度2,900メートルの点 エ 基点第29号から279度3,000メートルの点	第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	出雲市大社町、西園町及び外園町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第152号	漁業協同組合JFしまね	出雲市湖陵町地先	次の基点第29号、エ、オ及び基点第30号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域 基点第29号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱 基点第30号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱 エ 基点第29号から279度3,000メートルの点 オ 基点第30号から300度3,000メートルの点	第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	出雲市湖陵町	
共第153号	漁業協同組合JFしまね	出雲市多伎町地先	次の基点第30号、オ、カ、キ及び基点第31号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域 基点第30号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱 基点第31号 出雲市、大田市界源蔵塚に設置した標柱 基点第35号 出雲市多伎町口田儀笠取鼻北端に設置した標柱 オ 基点第30号から300度3,000メートルの点 カ 基点第35号から338度30分2,500メートルの点 キ 基点第31号から329度1,000メートルの点	第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	出雲市多伎町	
共第154号	漁業協同組合JFしまね	江津市地先	次の基点第50号、カ、キ、ク、ケ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域。ただし、基点第52号とアを結ぶ線から上流の江の川並びに基点第53号、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第50号 大田市、江津市界（通称田尻北の鼻）に設置した標柱 基点第51号 江津市波子町宇津川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱 基点第52号 江津市渡津町江の川右岸恵比須島西端に設置した標柱 基点第53号 江津市渡津町通称来留矢北端に設置した標柱 基点第54号 江津市渡津町、江津灯台 基点第55号 江津市波子町大崎島北端に設置した標柱 ア 基点第52号から231度の方向と対岸との交点 イ 基点第53号から325度30分274メートルの点 ウ イから317度30分10メートルの点 エ ウから228度30分250メートルの点 オ エから180度30分の方向と陸岸との交点 カ 基点第50号から292度3,000メートルの点 キ 基点第54号から315度2,000メートルの点 ク 基点第55号から322度1,000メートルの点 ケ 基点第51号から322度1,300メートルの点	第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江津市	
共第155号	漁業協同組合JFしまね	益田市地先	次の基点第63号から329度の方向及び基点第66号から240度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域並びに基点第66号、イ、ウ、エ及び基点第64号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第65号とアを結ぶ線から上流の高津川を除く。 基点第63号 浜田市、益田市界に設置した標柱 基点第64号 島根県、山口県界（伊崎）に設置した標柱 基点第65号 益田市中島町高津川河口右岸導流堤基部に設置した標柱 基点第66号 益田市西平原町魚待ノ鼻突端に設置した標柱 ア 基点第65号から237度の方向と対岸との交点 イ 基点第66号から240度1,000メートルの点 ウ 基点第66号と益田市飯浦町、飯浦港北防波堤灯台とを結んだ線と益田市遠田町鵜ノ鼻突端とエとを結んだ線との交点 エ 基点第64号から0度1,500メートルの点	第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	益田市	

島根県隠岐海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第40号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町大久、釜、犬来、飯田、東郷、東町、中町、西町、港町、下西、西田、今津、岬町及び加茂地先	次の基点第71号から160度の線、基点第72号及びアを結んだ線並びに基点第73号から69度の方位との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しよを含む。）と距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第71号 隠岐郡隠岐の島町加茂、蛸木界（旧西郷町、旧都万村界）に設置した標柱 基点第72号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）に設置した標柱 基点第73号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）松島東北端に設置した標柱 ア 基点第72号から26度松島と接する点	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月15日から6月10日まで 11月1日から翌年3月31日まで 3月1日から8月31日まで 4月1日から10月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町大久、釜、犬来、飯田、東郷、東町、中町、西町、港町、下西、有木、池田、上西、栄町、城北町、原田、平、西田、今津、岬町及び加茂	
共第41号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町卯敷、布施及び飯美地先	次の基点第72号及びアを結んだ線、基点第73号から69度の方向、ウ及びイを結んだ線並びにイから39度の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しよを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域 基点第72号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）に設置した標柱 基点第73号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）松島北東端に設置した標柱 基点第74号 隠岐郡隠岐の島町飯美出島西端に設置した標柱 ア 基点第72号から26度松島と接する点 イ 基点第74号から264度10メートルの点 ウ イから219度対岸と接する点	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月15日から6月10日まで 11月1日から翌年3月31日まで 3月1日から8月31日まで 4月1日から10月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町卯敷、布施及び飯美	
共第42号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町元屋、中村、湊、西村及び伊後地先	次のア及びイを結んだ線、アから39度の方向並びに基点75号から344度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しよを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第74号 隠岐郡隠岐の島町飯美出島西端に設置した標柱 基点第75号 隠岐郡隠岐の島町伊後、久見界（旧西郷町、旧五箇村界）に設置した標柱 ア 基点第74号から264度10メートルの点 イ アから219度対岸に接する点	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月15日から6月10日まで 11月1日から翌年3月31日まで 3月1日から8月31日まで 4月1日から10月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町元屋、中村、湊、西村及び伊後	
共第43号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町久見、代、北方及び南方地先	次の基点第75号から344度の方向及び基点第76号から279度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しよを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第75号 隠岐郡隠岐の島町久見、伊後界（旧五箇村、旧西郷町界）に設置した標柱 基点第76号 隠岐郡隠岐の島町北方、蔵田界（旧五箇村、旧都万村界）に設置した標柱	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月15日から6月10日まで 11月1日から翌年3月31日まで 3月1日から8月31日まで 4月1日から10月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町久見、代、山田、郡、小路、那久路、苗代田、北方及び南方	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第44号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木地先（大森島、舟島、くり島及び音部島を除く。）	次の基点第76号から279度の方向及び基点第71号から160度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第71号 隠岐郡隠岐の島町蛸木、加茂界（旧都万村、旧西郷町界）に設置した標柱 基点第76号 隠岐郡隠岐の島町蔵田、北方界（旧都万村、旧五箇村界）に設置した標柱	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月15日から6月10日まで 11月1日から翌年3月31日まで 3月1日から8月31日まで 4月1日から10月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木	
共第45号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡隠岐の島町音部島地先	隠岐郡隠岐の島町音部島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月15日から6月10日まで 11月1日から翌年3月31日まで 3月1日から8月31日まで 4月1日から10月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木	
共第46号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡隠岐の島町大森島、舟島及びくり島地先	隠岐郡隠岐の島町大森島、舟島及びくり島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月15日から6月10日まで 11月1日から翌年3月31日まで 3月1日から8月31日まで 4月1日から10月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木	
共第47号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田地先（松島及び二股島を除く。）	次の基点第79号から264度の方向及び基点第80号から103度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第77号及び基点第78号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点第77号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱 基点第78号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱 基点第79号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻北端に設置した標柱 基点第80号 隠岐郡海士町大字海士、知々井界に設置した標柱	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月15日から6月10日まで 11月1日から翌年3月31日まで 3月1日から8月31日まで 4月1日から10月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字海士、福井、宇受賀及び豊田	
共第48号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町松島地先	隠岐郡海士町松島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月15日から6月10日まで 11月1日から翌年3月31日まで 3月1日から8月31日まで 4月1日から10月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田	
共第49号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大礁	次のアを中心とした半径500メートルの区域 基点第81号 隠岐郡海士町大字豊田亀高鼻に設置した標柱 基点第82号 隠岐郡海士町小森島北端に設置した標柱 ア 基点第81号から17度の線と基点第82号から89度の線との交点	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業	1月15日から6月10日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第50号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町二股島地先	隠岐郡海士町二股島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月15日から6月10日まで 11月1日から翌年3月31日まで 3月1日から8月31日まで 4月1日から10月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田	
共第51号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字知々井、御波及び崎地先	次の基点第79号から264度の方向及び基点第80号から103度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第79号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻北端に設置した標柱 基点第80号 隠岐郡海士町大字知々井、海士界に設置した標柱	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月15日から6月10日まで 11月1日から翌年3月31日まで 3月1日から8月31日まで 4月1日から10月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字知々井、御波及び崎	
共第52号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡西ノ島町地先（星ノ神島を除く。）	隠岐郡西ノ島町周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域。ただし、次の基点第77号及び基点第78号を結んだ線及び基点第83号から235度30分の線並びに最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点第77号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱 基点第78号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱 基点第83号 隠岐郡西ノ島町大字美田雉ヶ鼻に設置した標柱	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月15日から6月10日まで 11月1日から翌年3月31日まで 3月1日から8月31日まで 4月1日から10月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡西ノ島町	
共第53号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡西ノ島町星ノ神島地先	隠岐郡西ノ島町星ノ神島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月15日から6月10日まで 11月1日から翌年3月31日まで 3月1日から8月31日まで 4月1日から10月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡西ノ島町	
共第54号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡知夫村地先	隠岐郡知夫村周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域。ただし、次の基点第83号から235度30分の線及び最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点第83号 隠岐郡西ノ島町大字美田雉ヶ鼻に設置した標柱	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業	1月15日から6月10日まで 11月1日から翌年3月31日まで 3月1日から8月31日まで 4月1日から10月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡知夫村	
共第55号	隠岐島漁業協同組合連	隠岐郡隠岐の島町竹島（男島（西島）、女島（東島）及びその沿岸島しょを含む。）地先	隠岐郡隠岐の島町竹島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 さざえ漁業	1月15日から6月10日まで 11月1日から翌年3月31日まで 3月1日から8月31日まで 12月1日から翌年9月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第135号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡隠岐の島町大久、釜、犬来、飯田、東郷、東町、中町、西町、港町、下西、西田、今津、岬町及び加茂地先	次の基点第71号から160度の線、基点第72号及びアを結んだ線並びに基点第73号から69度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しよを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域 基点第71号 隠岐郡隠岐の島町加茂、蛸木界（旧西郷町、旧都万村界）に設置した標柱 基点第72号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）に設置した標柱 基点第73号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）松島北東端に設置した標柱 ア 基点第72号から26度松島と接する点	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 とびうお固定式さし網漁業 雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町大久、釜、犬来、飯田、東郷、東町、中町、西町、港町下西、有木、池田、上西、栄町、城北町、原田、平、西田、今津、岬町及び加茂	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上になしなければならない。
共第136号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡隠岐の島町卯敷、布施及び飯美地先	次の基点第72号及びアを結んだ線、基点第73号から69度の方向、ウ及びイを結んだ線並びにイから39度の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しよを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第72号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）に設置した標柱 基点第73号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）松島北東端に設置した標柱 基点第74号 隠岐郡隠岐の島町飯美出島西端に設置した標柱 ア 基点第72号から26度松島と接する点 イ 基点第74号から264度10メートルの点 ウ イから219度対岸と接する点	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 とびうお固定式さし網漁業 雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町卯敷、布施及び飯美	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にななければならない。
共第137号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡隠岐の島町元屋、中村、湊、西村及び伊後地先	次のア及びイを結んだ線、アから39度の方向並びに基点第75号から344度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しよを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第74号 隠岐郡隠岐の島町飯美出島西端に設置した標柱 基点第75号 隠岐郡隠岐の島町伊後、久見界（旧西郷町、旧五箇村界）に設置した標柱 ア 基点第74号から264度10メートルの点 イ アから219度対岸に接する点	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 とびうお固定式さし網漁業 雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町元屋、中村、湊、西村及び伊後	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にななければならない。
共第138号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡隠岐の島町久見、代、北方及び南方地先	次の基点第75号から344度の方向及び基点第76号から279度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しよを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第75号 隠岐郡隠岐の島町久見、伊後界（旧五箇村、旧西郷町界）に設置した標柱 基点第76号 隠岐郡隠岐の島町北方、蔵田界（旧五箇村、旧都万村界）に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 とびうお固定式さし網漁業 雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町久見、代、山田、郡、小路、那久路、苗代田、北方及び南方	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にななければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第139号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木地先（大森島、舟島、くり島及び音部島を除く。）	次の基点第76号から279度の方向及び基点第71号から160度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第71号 隠岐郡隠岐の島町蛸木、加茂界（旧都万村、旧西郷町界）に設置した標柱 基点第76号 隠岐郡隠岐の島町蔵田、北方界（旧都万村、旧五箇村界）に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 とびうお固定式さし網漁業 雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上しなければならない。
共第140号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町音部島地先	隠岐郡隠岐の島町音部島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 とびうお固定式さし網漁業 雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上しなければならない。
共第141号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町大森島、舟島及びくり島地先	隠岐郡隠岐の島町大森島、舟島及びくり島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 とびうお固定式さし網漁業 雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上しなければならない。
共第142号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田地先（松島及び二股島を除く。）	次の基点第79号から264度の方向及び基点第80号から103度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第77号及び基点第78号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点第77号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱 基点第78号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱 基点第79号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻北端に設置した標柱 基点第80号 隠岐郡海士町大字海士、知々井	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 とびうお固定式さし網漁業 雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第143号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町松島地先	隠岐郡海士町松島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 とびうお固定式さし網漁業 雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上しなければならない。
共第144号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大礁	次のアを中心とした半径500メートルの区域 基点第81号 隠岐郡海士町大字豊田亀高鼻に設置した標柱 基点第82号 隠岐郡海士町小森島北端に設置した標柱 ア 基点第81号から17度の線と基点第82号から89度の線との交点	第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上しなければならない。
共第145号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町二股島地先	隠岐郡海士町二股島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上しなければならない。
共第146号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字知々井、御波及び崎地先	次の基点第79号から264度の方向及び基点第80号から103度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域 基点第79号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻北端に設置した標柱 基点第80号 隠岐郡海士町大字知々井、海士界に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 とびうお固定式さし網漁業 雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字知々井、御波及び崎	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第147号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡西ノ島町地先 (星ノ神島を除く。)	隠岐郡西ノ島町周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域。ただし、次の基点第77号及び基点第78号を結んだ線及び基点第83号から235度30分の線並びに最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点第77号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱 基点第78号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱 基点第83号 隠岐郡西ノ島町大字美田雉ヶ鼻に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 とびうお固定式さし網漁業 雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡西ノ島町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上しなければならない。
共第148号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡西ノ島町星ノ神島地先	隠岐郡西ノ島町星ノ神島周囲最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 とびうお固定式さし網漁業 雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡西ノ島町	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上しなければならない。
共第149号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡知夫村地先	隠岐郡知夫村周囲最大高潮時沿岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線によって囲まれた区域。ただし、次の基点第83号から235度30分の線及び最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点第83号 隠岐郡西ノ島町大字美田雉ヶ鼻に設置した標柱	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 とびうお固定式さし網漁業 雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	隠岐郡知夫村	雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上しなければならない。